

環境経営レポート

(令和5年6月～令和6年5月)

令和5年度



令和6年 8月 1日

賀上建設株式会社

□事業所の概要

- 事業所名 賀上建設株式会社
- 代表者名 代表取締役 賀上 也寸志
- 所在地 本 社 徳島県阿南市長生町荒井股3-5
倉 庫 徳島県阿南市長生町うその口7
- EIAアクション21事務局
環境経営管理責任者 専務取締役
Tel0884-22-5121 fax0884-23-2701
担当者連絡先 総務部
Tel0884-22-5121 fax0884-23-2701
E-Mail kaga@cotton.ocn.ne.jp
- 事業内容 建築工事一式
土木工事一式
- 会社創立 昭和36年6月28日
- 会社設立 昭和39年12月21日
- 資本金 4,000万円
- 建設業許可 徳島県知事 許可(特-04)第428号
(土木工事業/建築工事業/大工工事業)
(とび・土工工事業/内装仕上工事業)
解体工事業
- 事業の規模 工事高(第60期) 6億2500万円
従業員数 13人
事務所延床面積 120.31㎡
倉庫延床面積 270㎡
- 認証・登録の対象範囲
全組織・全活動

【環境経営方針】

【基本理念】

当社は「地域経済を下支えする社会生活の基盤整備」「安全な国土の保全・整備」を事業活動とし、その担い手としての役割を果たすことで「持続可能な社会づくり」に貢献します。

【方針】

当社は事業活動による環境負荷を低減するために、次の方針に基づき経営における課題とチャンスを踏まえながら環境保全活動を推進して地域環境の悪化を防ぎます。

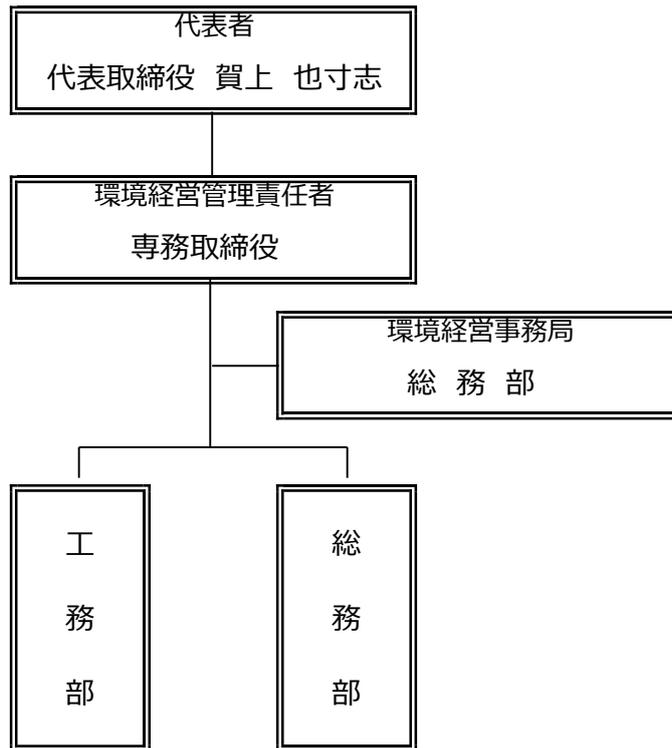
1. 当社の事業活動に関わる環境経営への影響を常に意識し、小さなことから少しずつ改善していきます。
2. 事業活動に関わる環境関連の法規制、徳島県条例及び阿南市条例を順守し地域社会との協調に努めます。
3. 以下の項目を環境保全の重点テーマとして取組みます。
 - ① 電力・燃料等のエネルギー使用量の削減
 - ② 水の使用量の低減
 - ③ 産業廃棄物の排出量の削減及び再資源化の推進
 - ④ 環境に配慮した建築工法の推進と環境性能の向上及びサービスの改善
4. 一人ひとりが活動を積極的に実践できるように、この環境経営方針を全従業員に周知徹底します。

上記方針達成のために、目標を設定し定期的に見直し、環境保全及び経営システムを推進します。

制定日 平成 21年 8月 20日
改定日 平成 23年 6月 1日
改定日 令和 元年 6月 1日
賀上建設株式会社
代表取締役 賀上 也寸志

環境経営実施体制の構築

賀上建設株式会社 環境経営システム組織図



	役割・責任・権限
社長	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営に関する統括責任 ・環境経営システムの実施及び管理に必用な人、設備、費用、時間、技能者・能技術者を用意 ・環境経営管理責任者を任命 ・環境経営方針の策定、見直し及び全従業員へ周知 ・環境経営目標の設定を承認 ・代表者による全体の評価と見直しを実施 ・課題とチャンス の明確化
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営システムを構築し、実施し、管理 ・環境関連法規制等の順守状況を承認 ・環境経営活動実施計画書を承認 ・環境経営活動の取組結果を代表者へ報告
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営管理責任者、EA21推進会議の事務局 ・環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施 ・環境関連法規制等の順守状況の作成 ・環境経営目標・環境経営活動実施計画書原案の作成 ・環境経営活動実施計画の実績集計 ・環境関連の外部コミュニケーションの窓口
部門長	<ul style="list-style-type: none"> ・自部門における環境経営システムの実施 ・自部門における環境経営方針の周知 ・自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ・自部門に関連する環境経営目標及び環境経営活動計画の実施及び達成状況の報告 ・特定された項目の手順書作成及び運用管理 ・自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト・訓練・記録 ・自部門の問題点の発見、是正、予防処置
全従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境経営方針を理解と環境への取組の重要性を自覚 ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営活動へ参加

□環境経営目標とその実績

【目標】

項目	単位	平成30年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		H30.6.1～R1.5.31 基準値	R5.6.1～R6.5.31 基準値の5%削減	R6.6.1～R7.5.31 令和5年度の1%削減	R7.6.1～R8.5.31 令和5年度の2%削減
二酸化炭素排出量	kg-co2	35417	33650	38630	38245
電力使用量	kwh	7496	7120	18910	18725
燃料（ガソリン・軽油）	L	13558	12880	13050	12920
廃棄物合計	kg	83187	79024	44355	43905
・一般廃棄物	kg	657	624	280	275
・産業廃棄物	kg	82530	78400	44075	43630
建設リサイクルの推進	%	100	85	90	90
水使用量	m3	25	節水推進 (維持目標30m3)	節水推進 (維持目標30m3)	節水推進 (維持目標30m3)
環境配慮の取組	件	8	取組推進を維持	取組推進を維持	取組推進を維持

平成30年度基準値の電力排出係数は0.407kg-CO2/kwhを採用
令和6年度より令和5年度の実績を目標基準値とする

【実績】 令和5年度（R5.6.1～R6.5.31）

項目	単位	目標	実績	達成状況	結果
		令和5年度 基準値の5%削減			
二酸化炭素排出量	kg-co2	33650	39025	16%増加	×
電力使用量	kwh	7120	19108	大幅増加	×
燃料（ガソリン・軽油）	L	12880	13180	2.3%増加	×
廃棄物合計	kg	79024	44801	43%削減	○
・一般廃棄物	kg	624	281	55%削減	○
・産業廃棄物	kg	78400	44520	43%削減	○
建設リサイクルの推進	%	85	67.9	適正な取り組み	×
水使用量	m3	節水推進 (維持目標30m3)	27	維持目標達成	○
環境配慮の取組		取組推進を維持	内窓等リフォームの提案 太陽光パネルの設置	維持目標達成	○

* 化学物質の使用はないので目標設定はありません

〈未達成の原因〉

- 1) 使用電力・燃料の増加について
現場数の増加による電力増と遠方の現場が増えたことによる燃料費の増加
- 2) リサイクルの推進について
現場廃棄物のうち混合廃棄物の分別が徹底できなかった

□取組み結果とその評価・次年度取組み内容

取組み計画	評価（結果と今後の方向）
<p>①電力の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンの温度設定 事務所：冷房27℃ 暖房23℃ ・不要時の消灯 ・O A 機器は待機電力に ・定時退社の徹底 	<p>省エネ・節電タイプの電化製品及び機器の買い替えや事務所の全照明をLED電球に交換。 不要なコンセントを抜いて待機電力の節電 不要照明・パソコン機器等の電源を切ることは徹底。 エアコンフィルターの掃除を忘れずに月1回行った。 事務所窓に内窓設置を検討したい 現場の増加により電力使用量が大幅に増える</p>
<p>②自動車燃料の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アケルむらのない運転の推進 ・乗り合わせて現場へ行く ・車両整備を適正に実施 ・現場から現場へ効率のよい道順 	<p>EV自動車の検討 不要なアイドリングはしない。 重機やダンプ燃料は必要不可欠であるが、今後も定期点検や車両整備、エコドライブの周知に努め意識向上を心掛ける 材料の積み残しを防ぎ、効率よく走る</p>
<p>③一般廃棄物の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裏紙の使用 ・ミスコピーをなくす ・古紙回収を利用し再資源化を促進する。 	<p>継続して週2回のゴミ出しを1回に減らしている。 両面コピーの遂行。ミスコピーが多い傾向にある。 図面などの大きい用紙の再利用を引き続き推奨。 データ管理できるものはデータで保管する。 自治体の古紙回収や学校の廃品回収を利用し再資源化を徹底する。</p>
<p>④産業廃棄物の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底 ・再資源化 	<p>産業廃棄物の増減は受注工事高により大幅に変動する。 数値の大幅な変動は毎年度ある。 再資源化の取組は継続する。 数字よりも取組みを重視したい。 今後も可能な限り個々の現場での発生抑制及び分別を社内教育で周知したい。</p>
<p>⑤節水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まめに止水する ・各所に節水の張り紙 	<p>事務所での使用はトイレと流し台 節水の張り紙や漏水点検を定期的実施。 メーター確認による漏水チェックなども行いたい。 雨水の再利用を検討したい。</p>
<p>⑥環境配慮の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型製品の提案 ・社内で使用する家電を省エネタイプに変更 	<p>省エネ対応商品を推奨した。 特に高断熱材使用によりI初キ-効率を高める 環境にやさしい暮らしの提案 特に環境に配慮したフォスター(☆☆☆☆)製品を積極的に使用する。業者の展示会などに参加し知識を高め、製品のよさをアピールできるよう努める</p>

次年度の環境経営取組計画

重点テーマ	取組み計画	担当部署	スケジュール
電力使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・IAJNの温度設定 事務所：冷房27℃ 暖房23℃ ・不要時の消灯 ・O A 機器は待機電力に ・定時退社の徹底 	総務部	冷房 R6.6月～R6.9月 暖房 R6.11月～R7.3月 R6.6月～R7.5月 “ “
燃料使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・アケルむらのない運転の推進 ・乗り合わせて現場へ行く ・車両整備を適正に実施 	社長	R6.6月～R7.5月 “ “
一般廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・裏紙の使用 ・ミ入北°-をなくす ・古紙回収を利用し再資源化を促進する。 	総務部	R6.6月～R7.5月 “ “
産業廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底 * 現場ごとに分別の指導 (下請業者含む) ・再資源化 	社長	R6.6月～R7.5月 “
節 水	<ul style="list-style-type: none"> ・まめに止水する ・各所に節水の張り紙で呼びかけ 	総務部	R6.6月～R7.5月 “
環境配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型製品の提案 壁や床、天井や屋根に断熱材 断熱・機密性能の高い窓や ドアの設置 太陽光発電を組み合わせる 	工務部	R6.6月～R7.5月

□環境関連法規制等の遵守状況

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

(遵守評価は年一回実施する。)

最新版確認日 令和3年5月31日

遵守チェック日 令和6年5月31日

(参考：富士グローバルネットワーク建設工事環境法令集)

法令又は条例	法律	条例	規制内容(概要)	遵守 チェック
環境配慮事業促進法	○		・事業者は事業活動にかかる環境情報の提供に努める	適
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物	○		・委託契約の締結、許可証の確認 ・産業廃棄物運搬車両表示と運搬内容記載書面の携帯義務 ・マニフェストの交付と5年間の保存義務 ・マニフェストの県知事への報告(毎年6月未まで) ・一般廃棄物は分別後排出(阿南市) ・許可の確認、契約書の確認、掲示板の表示 ・水銀使用製品廃棄物、水銀含有ばいじん等に関する措置	適
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	○		・対象工事 解体工事 80㎡以上 建築物の新築・増築工事 500㎡以上 建築物の修繕・模様替工事 1億円以上 土木工事 500万円以上 ・分別解体、再資源化の促進 ・発注者への書面による計画等の説明、工事を事前に県知事に届出(7日前まで)完了報告	適
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)	○		・平成18年10月以降購入機械 基準適合機械の使用、点検整備の実施により排出ガス性能の維持 適正燃料の使用 ・国土交通省直轄工事 平成3年より排ガス対策型建設機械使用の原則	適
騒音規制法	○		・県知事が地域指定場所における解体作業 ①くい打ちくい抜き機作業(圧入機は除く) ②さく岩機 ③空気圧縮機 定格出力15kw以上 ④バックホー 定格出力80kw以上 ⑤トラクターショベル 定格出力70kw以上 ⑥ブルドーザー 定格出力40kw以上 着工7日前までに知事(市町村)に届出、作業敷地境界85db以下(ただし作業時間、期間の規定あり)	該当なし
浄化槽法	○		・生活廃水浄化槽の保守点検及び法定検査 ・定期清掃	適
労働安全衛生法	○		・労働災害防止 ・リスクアセスメントの講習の受講 ・労働者の安全と健康の確保	適
消防法	○		・火災を予防し生命及び財産の保護 ・災害による被害の軽減 ・消火器の点検	適
フロン排出抑制法	○		・機器所有者によるフロン漏えい点検 1) 業務用エアコン簡易点検(3か月ごと) ・解体する建物において業務用のエアコン・冷凍冷蔵庫の有無を事前確認しその結果を書面で発注者に説明 1) 書面の写しを3年間保存	適

環境関連法規制等の順守状況の定期評価の結果、環境法規等の逸脱はありませんでした。また過去3年にわたって違反や指摘もありませんでした。

□環境関連法規制等の遵守状況

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次の通りである。

(遵守評価は年一回実施する。)

最新版確認日 令和3年5月31日

遵守チェック日 令和6年5月31日

(参考：富士グローバルネットワーク建設工事環境法令集)

法令又は条例	法律	条例	規制内容(概要)	遵守 チェック
フロン排出抑制法	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行程管理票の使用及び作成 ・ 回収依頼書の作成と交付 ・ 委託確認書を交付 ・ 引取証明書を受け取り確認 ・ いずれも交付日より3年間保管 	適
徳島県 県生活環境保全条例		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音に関する規制 	適
徳島県 気候変動対策推進条例		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムの導入等 ・ 製造等における温室効果ガスの排出の抑制 	適
阿南市 阿南市環境基本条例		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害の発生源の管理 	適
大気汚染防止法	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等の解体、改造、又は補修作業の伴う建設工事について規制 ・ 建設工事の受注者は特定工事に該当するか否かを調査し、発注者 書面で説明 ・ 事前調査結果記録の作成、保存、知事への報告 ・ 下請負人への説明（2022年施工） 	適
振動規制法	○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設作業に該当する使用機械 <ol style="list-style-type: none"> 1) くい打機、くい抜機 2) 鋼球使用の破壊作業 3) 舗装版破壊機使用の作業 4) ブレーカー使用の作業 ・ 振動の規制基準 敷地境界線において、75dB (A) を超えないこと (指定区域及び作業時間の規制がある。) 	適

環境関連法規制等の順守状況の定期評価の結果、環境法規等の逸脱は
ありませんでした。また過去3年にわたって違反や指摘もありませんでした。

□代表者による全体の評価と見直しの結果

2021年以降、エネルギー価格が世界的に高騰しています。

エネルギーはさまざまな物の製造に使用されることから、建設業界でも多大な影響が出ています。

なかでも、木材や木材加工製品は現在も価格上昇が続いています。

国内生産額に占めるエネルギーコストの割合が高いほど、価格変動の影響を大きく受けていると思われます。

そんな中、我が社でも地道ではありますが環境やエネルギーに対する意識強化や対策取組みをこれからも続け、更なるサービスや品質をお客様にご提供できるよう努力したい。

(総括的な見直しと必要な指示項目)

1. 環境経営方針
2. 環境経営目標及び環境経営計画
3. 実施体制

* 全て変更ありません

令和6年6月1日

賀上 也寸志
